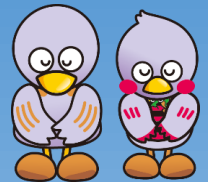


彩の国
埼玉県

大型店、 チェーン店の 皆様へ

地域商業貢献にご協力ください。



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

平成19年に本ガイドラインを制定以来、ネット購買の伸張、キャッシュレス決済の進展など、店舗を取り巻く環境に大きな変化が起こっています。一方、本県は今後、人口減少、急激な高齢化など、社会の大きな変化に直面していきます。本県商業が持続的に成長するには、地域とのかかわりを一層強めることで、顧客の変化に対応していくことが必要です。県としては本ガイドラインの主旨は今後、一層、重要となるものと考えています。

大型店・チェーン店の 地域商業貢献に関するガイドライン

地域商業貢献について

地域商業貢献とは、社会貢献のうち**商業**に関係するまちづくりに対する自発的な活動をいいます。ガイドラインでは、①商業を中心とした活性化は県内のそれぞれの地域がまちづくりを進める中で重要な位置を占めること、②防犯や防災、環境、青少年健全育成など地域商業貢献以外の分野では取組が進んでいることから社会貢献のうち、地域商業貢献に絞っています。

ガイドラインの対象は大型店・チェーン店です。

ガイドラインでは、①事業規模、事業展開等から地域に対して影響が大きいこと②地域での事業はその地域から有形・無形の恩恵を享受していることから大型店・チェーン店を対象事業者としています。**まちづくりの一員**であることを自覚し、社会貢献を果たす必要があります。

地域商業貢献への取組の具体例

1 地域の祭りや各種行事への参加・協力

地域での各種行事は、地域が一体となってまちづくりを推進するために不可欠です。

2 地域のコミュニティスペースの提供

大型店においては、会議室や地元の小学生の作品の展示場、住民同士の交流を深められる**コミュニティスペースの提供**に努めることが求められます。

3 撤退時における早期の情報提供

大型店にあっては、退店が地域に与える影響が極めて大きいことから、可能な限り**早期の情報提供**をお願いいたします。

4 商店街、商工団体への加入と協力

両団体の**共同事業への参画**やスペースの提供、地域の環境整備などの協力についてもお願いいたします。

5 地域事業者への配慮

立地地域の事業者との取引促進に配慮し、大型店においては立地地域の事業者のテナント入居についても出来る限り配慮をお願いいたします。



出典「さいたままつりホームページ」



お問い合わせ先 埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課
TEL : 048-830-3762 (直通) FAX : 048-830-4812
E-mail : a3750-02@pref.saitama.lg.jp

ガイドラインについて

埼玉県 地域商業貢献 ガイドライン

